

転出証明書郵送請求書（郵送による転出届）

○転出届は、通常、転出証明書が交付されます。転入手続きの際は、この転出証明書が必ず必要になります。

○国民健康保険・介護保険・児童手当など、別途手続きが必要になる場合があります。各担当課へお問い合わせください。

（あて先） 江別市長

平成 年 月 日

届出人	住所			
	フリガナ		電話番号	自宅・勤務先・携帯電話・その他()
	氏名	明・大・昭・平	印	(日中、連絡ができるところ)

転出年月日	平成 年 月 日 転出(予定)				
今までの住所	江別市	今までの世帯主氏名			
新しい住所		新しい世帯主氏名			
転出する方の氏名 ※届出人も転出する場合はお忘れなくご記入ください。	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	氏名	明・大・昭・平	男・女		有・無
	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	氏名	明・大・昭・平	男・女		有・無
	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	氏名	明・大・昭・平	男・女		有・無

個人番号カード申請	個人番号カードの申請をしているが、まだ受け取っていない方は右欄に丸印を記入ください。 該当する方は、新住所地で改めて申請して頂くこととなります。ご注意ください。
-----------	---

個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方、もしくは、いずれかのカードをお持ちの方と一緒に転出される同一世帯員の方	【特例転出】ができます
	特例転出 希望する・希望しない

- 特例転出で手続きされると、転出証明書は発行されませんが、転入手続きの際は転入届書に個人番号カードまたは住基カードを添付することで、手続きが可能になります。(手続きの際は暗証番号が必要です。)
- 転入手続きは、転出予定日から30日以内、又は転入した日から14日以内のいずれか早い日までに行ってください。その日を超えると、当該カードでの転入ができなくなり、あらたに、江別市から「転出証明書(に準ずる証明書)」の交付を受ける必要があります。ご注意ください。

市役所に送るもの 交付手数料 無料	①この請求書
	②返信用封筒（住所・氏名・郵便番号を記入し、切手を貼ったもの） ※お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼付してください。 ※個人番号カード・住基カードによる特例転出の場合は、返信用封筒は不要です。
	③届出人の本人確認書類のコピー（運転免許証、個人番号カード、住基カード(写真付)、健康保険証等） ※特例転出の場合は、個人番号カード(写真面)または住基カード(両面)のコピーを同封してください。

【注意事項】
※返送先は、届出人宛となります。
※申請書を投函してから証明書がお手元に届くまでに、7日以上かかる場合があります。日数に余裕を持って申請してください。
◆送付先・お問い合わせ先 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所 戸籍住民課 (電話)011-381-1020